

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書

令和8年8月3日

下記の書類は当会 経 理 課 に保管していますので、来会のうえ受領してください。

東京地方税理士会
会長 木島 裕子

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	84988
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	横浜市中区山手町222－13
	氏名又は 税理士法人名	岡本 好生
	代表者氏名	
送付する書類の 名称	滞納税理士会費納付の督促について・・・・・1通	
【注意】 東京地方税理士会滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定により、掲示を始めた 日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみ なされます。		

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書

令和8年8月3日

下記の書類は当会 経 理 課 に保管していますので、来会のうえ受領してください。

東京地方税理士会
会長 木島 裕子

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	1 2 2 3 5 0
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	横浜市港南区上大岡西2-9-28 スカイマンション208 池田隆司税理士事務所
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	青 木 淳
	代 表 者 氏 名	

送 付 す る 書 類 の
名 称

滞納税理士会費納付の督促について・・・・・・1通

【注意】

東京地方税理士会滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書

令和8年8月3日

下記の書類は当会 経 理 課 に保管していますので、来会のうえ受領してください。

東京地方税理士会
会長 木島 裕子

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	8 6 4 9 5
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	鎌倉市常盤422-6 フォルム鎌倉常盤112
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	山 口 吉 一
	代 表 者 氏 名	

送 付 す る 書 類 の 名 称	滞納税理士会費納付の督促について・・・・・・1通
----------------------	--------------------------

【注意】

東京地方税理士会滞納会費徴収整理細則第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。